

別表(第2条関係)

道路占用料金表

令和7年4月1日改定

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	9,740
	第2種電柱		14,900
	第3種電柱		20,100
	第1種電話柱		8,690
	第2種電話柱		13,900
	第3種電話柱		19,100
	その他の柱類		860
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	86
	地下に設ける電線その他の線類		52
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	8,520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	5,210
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	17,300
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	24,600
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	17,300
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	200
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		360
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		520
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		780
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		1,040
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,560
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		2,080
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		3,650
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		5,210
	外径が1メートル以上のもの		10,400
第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	17,300

法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	17,300
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			12,300
	地下に設ける通路			7,400
	その他のもの			11,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	240
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	24,600
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	24,600
	標識		1本につき1年	13,900
	旗ざおおよび幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルまたは1本につき1日	240
		その他のもの	占用面積1平方メートルまたは1本につき1年	24,600
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	246,700
		その他のもの		123,300
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	17,300
令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他工事用施設および工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	24,600
	危険防止施設			10,300
令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	17,300
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

- 7 表示面積、占用面積もしくは占用物件の面積もしくは長さが1平方メートルもしくは1メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さに1平方メートルもしくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートルまたは1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、またはその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 9 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。